

フランスにおける家族政策

清水 泰幸

■ 要約

フランスでは近年、出生率の向上が目覚ましく、日本においてもフランスの家族政策は注目を浴びている。フランスの家族政策は、その充実した家族給付に関心が集まる一方で、民法、労働法、社会保障法、税制など各種の要素が複雑に作用し合い、かつ、政策理念上の緊張関係が存在する中で発展を遂げてきた。2003年には、乳幼児期の育児関連給付について総合的な改革がなされ、家族生活と職業生活の両立支援、および、当事者の自由選択を促進する方向性が確認されている。フランスの家族政策を支える概念として、フランスの選択した、国家としての「中立性」は興味深い検討課題である。他方で、多子家庭を望まない人々や青少年期の子どもに対する支援が、新たな課題として浮かびあがってきている。

■ キーワード

家族給付、両立支援、育児休業、自由選択、所得税制

I はじめに

フランスにおいて65歳以上の高齢者が人口の7パーセントに達し、高齢化段階に達したのは1865年とされている¹⁾。2006年には16.2パーセントになったが²⁾、高齢化の進行は先進国の中でも緩やかである。

フランスでは、1930年代には出生率の落ち込みが顕著になり、明確に人口政策に取り組み始めた。1932年3月11日法は、企業慣行から始まった家族手当を法定化し、また、1939年7月27日には家族法典が制定された。当時のフランスは、「家族単位の物質的福祉の増進」を図り、出生率の向上を目指したとされている³⁾。こうしたことから、フランスは、人口政策にいち早く取り組んだ国家として知られている。

さて、本稿で扱う「家族政策」をどのように定義するかは、それ自体で困難な作業である。なぜなら、社会政策において、家族的要素を全く含ま

ないものは、むしろ少数であり、家族政策について述べることは、社会政策全般に言及することになりかねない⁴⁾。そこで、本稿で述べる家族政策について一応の範囲を画する必要がある。ときに、フランス会計院が2007年9月に示した社会保障財政に関する年次報告書⁵⁾を見ると、家族に対する公的支援を一応の家族政策と位置づけており、特に、①「子育て費用の公的負担」、および、②「職業生活と家族生活の両立」を現代のフランスの家族政策における重要な分析軸として設定している。そこで本稿では、この2つの軸を中心的な関心事として検討を進めていきたい。

以下では、まず、「職業生活と家族生活の両立」の前提として、フランス労働法のもとで、出産休暇、および、育児休業制度について概観する(Ⅱ)。ここでは、被用者である父親や母親と、使用者との関係を分析することが主眼となる。

次に、出産休暇、育児休業を支えている所得保障の体系について検討する(Ⅲ)。本稿では、家族

給付 (prestations familiales) に注目する。家族給付は、本来的には水平的な再分配を根本理念としてきた。しかし、1970年代以降に母子家庭などの貧困問題が顕著になるにつれて、次第に垂直的再分配の要素が取り入れられるようになった⁶⁾。近年の家族給付の動向としては、2003年の家族給付改革のもとで、乳幼児期の育児関連給付の見直しが行われ、家族給付は保育制度と密接な対応関係を持つようになった。

また、家族に対する財政的支援のもう1つの柱として、所得税の優遇措置が挙げられる。子どもの数が増加するほど所得税の負担が軽減され、フランス特有の所得税制として知られている、いわゆるN分N乗方式について瞥見する。

最後に、本稿のまとめとして、フランスにおける家族政策のこれからの課題、ならびに、日仏の家族政策の方向性の異同について考察を加える(Ⅳ)。

Ⅱ 家族生活と職業活動⁷⁾

家族生活と職業活動の両立という観点から、主要な関心事となるのが、とりわけ出産・育児と労働との関係であり、妊娠・出産を理由とする解雇禁止と休暇・休業中の所得保障が課題となる⁸⁾。ここでは、これらの課題に対するフランスの取り組みを見ていこう。

なお、本項で参照する労働法典の条文は、遅くとも2007年末に一旦廃止されて、2008年1月1日からは新たな労働法典に再編されることになっている⁹⁾。

1 妊産婦に対する労働法上の保護と出産休暇

(1) 妊娠している被用者の労働条件

まず、被用者が妊産婦である場合の法的規制について概観する。

妊娠を理由とする採用拒否、研修上の不利益、

試用期間中の解約は禁止されている。また、被用者の意に沿わない配置転換を使用者が強制することも禁じられる。

ただし、妊産婦の健康上の理由による配置転換は、一定の要件のもとで許容される。妊産婦の健康状態から考えて必要のある場合には、使用者は被用者の配置転換をする場合がある。この申し出は、使用者、被用者のそれぞれから可能であるが、使用者からの申し出の場合には、被用者の同意が必要である。この配置転換においては、仕事を変更する医療上の必要性を産業医が証明すること、ならびに、新しい仕事が被用者の能力から見て妥当なものであることが要件となっている。また、当該配置転換は、賃金の減少をともなうものであってはならず、産後には可能となった段階で原職復帰が原則である。

使用者が配置転換の義務を負わなければならないのは、妊娠している被用者が毒性のある薬物を扱う業務にある場合、風疹などの感染症のおそれがある免疫のない場合、深夜業に従事している場合である。

こうした配置転換につき、使用者が適当な職場を見つけられないときは、出産休暇 (congé de maternité) の始期まで、労働契約は中断 (suspendre) する。中断期間は、出産休暇の終了後1ヶ月を超えてはならない。この間の所得保障は、出産保険の現金給付 (後述) と同額の給付が疾病保険金庫からなされる。

さらに、妊産婦に対する雇用上の差別禁止について、労働法典は次のように規定している。まず、被用者は、自身が妊娠していることを使用者に伝える法的義務はなく、また、使用者は、被用者が妊娠しているかにつき調査すること、または、第三者をして調査させることは禁じられている。妊娠を理由とする差別が疑われる場合、訴訟においては、被用者側は事実上の差別の存在をうかがわせる要件を示せば足りる。これに対して、使用者

側は、妊娠を理由とする差別ではないとして、差別の疑いを払拭できなければ、被用者側の利益となる¹⁰⁾。

(2) 出産・養子休暇

① 出産休暇 (cong  de maternit ) と養子休暇 (cong  d'adoption)

出産休暇の期間は、産前 6 週間、産後 10 週間である。これは被用者が権利として取得できる上限であり、短縮することも可能である。これに対して、使用者は産前 2 週間、産後 6 週間は当該被用者を労働させてはならない。したがって、被用者の希望によって、最短 8 週間から最長 16 週間の間で出産休暇を取得できる。

生まれてくる子どもが家族にとって第 3 子以降となる場合や多胎出産の場合は、出産休暇は通常より延長される。例えば、3 人目の子どもの出産の場合は、産前 8 週間、産後 18 週間の出産休暇を取得できる。出産時に母親が死亡したときは、産後休暇は父親に切り替えられて取得される。なお、出産に要するすべての費用は、疾病保険金庫から出産保険の現物給付として支給される¹¹⁾。

養子休暇は、養子とする子どものうち、最初の 2 人は 10 週間、3 人目からは 18 週間である。父母となる者の双方がそれぞれ取得できることになっており、11 日間の延長が可能である。ただし、この延長分は、父母となる者がそれぞれに配分して取得しなければならない。

② 所得保障

出産休暇、あるいは、養子休暇を取得している間の所得保障としては、出産保険の現金給付がある。ただし、出産の予定日までに 10ヶ月間の疾病保険の被保険者期間が必要である。給付額は、基礎賃金日額と同額である（下限日額 8.39 ユーロ、上限日額 71.81 ユーロ。2007 年 1 月 1 日現在。以下同じ）。また、疾病保険金庫からの現金給付が従前の賃金を下回るとき、多くの企業が労働協約に

よって、不足分を補填しているという¹²⁾。

なお、出産休暇や養子休暇を取得したことを理由とする解雇は禁止されている¹³⁾。

(3) 父親休暇 (cong  de paternit )

現行の父親休暇は 2001 年に創設された。父親休暇について見ていくと、労働契約の種類や勤続年数にかかわらず、法的に証明される父子関係にある男性のみが、父親休暇を取得できる。つまり、婚外子であっても、認知によって父子関係が成立すれば父親休暇を取得できるが、それ以外の者は取得できない。例えば、いわゆるシングルマザーの男友達が取得するという事は許されない。休暇日数は連続した 11 日間、双子以上の場合は 18 日間である。

父親は、労働法典 L226-1 条に規定された家族休暇 (cong s pour  v nements familiaux) により、出産を理由として 3 日間の有給休暇を取得できるので、家族休暇と父親休暇を合わせて 14 日間の休暇を取得できる。

父親となる被用者は、使用者に対して、休暇の始期の 1ヶ月前までに父親休暇の取得を伝えなければならない。使用者は、この申し出を拒否できない。父親休暇の期間中の所得保障としては、疾病保険金庫から、出産休暇に対する給付と同額の給付を受給することができる。

2 育児休業 (cong  parental d' ducation) 制度¹⁴⁾

育児休業をするには、出産日までに 1 年以上の勤続年数が必要である。通知を受けた使用者は被用者の育児休業の取得を拒否できない。育児休業の期間は 1 年間であり、2 度更新可能であるが、子どもの 3 歳の誕生日の前日で終了となる。

育児休業を取得するには、原則として、出産休暇が終了する 1ヶ月前までに使用者に対して通知しなければならない。書面での通知が一般的である

が、口頭での通知も有効であるとされている。つまり、書面という形式は、育児休業を開始させる要件ではないと解されている。

育児休業制度といっても、この場合、2つの選択肢があり、一方は、職業活動を完全に中断するものであり、他方は、パートタイム労働に切り替えるものである。職業活動を完全に中断する場合は、後述する保育アシスタントの業務を除き、いかなる職業活動もすることはできない。

パートタイムで労働を継続する場合は、週あたり16時間以上の労働に従事することが必要とされている。つまり労働時間が週16時間未満の場合は、パートタイム労働への切り替えは認められず、完全に休業することになる。

育児休業に関する被用者の法的地位について見ると、育児休業終了時には原職復帰が原則だが、賃金が同等の類似の仕事に配属される場合がある。しかし、この措置は、労働契約の変更をもたらすものではないとされている。また、育児休業の取得を理由とする解雇は無効だが、使用者側の経済的理由による解雇の場合は、それが育児休業の取得と無関係の場合、解雇は有効である。なお、有期雇用の被用者の育児休業については、休業期間中の契約終了は妨げられない。そのほか、育児休業中の被用者は、一定の社会保障を受給することができる。この場合、現金給付は認められず、現物給付に限られる。

最後に、勤続年数が足りないために育児休業を取得できず、労働契約を解約することになった者については、優先的に再雇用される地位が与えられている。

3 看護休暇 (congé de présence parentale)

育児休業のほかに、子どもが病気になったときに取得できるのが看護休暇である。看護休暇は、被用者の子どもで20歳未満の者が、重い病気の時、重度障害となったとき、あるいは、大事故に

より常時付添・継続治療が必要となったときに取得できる。医師の診断書が必要とされるが、3年間で最大310日の取得が可能である。上記の要件が揃った場合には、申請を受けた使用者はこれを拒否できない。この間の所得保障は、家族手当金庫から支給される看護日額手当である（ひとり親の場合、日額47.02ユーロ。両親があるとき日額39.58ユーロ）。

なお、看護の期間が1日または数日間の短期の場合には、48時間前までに使用者に通知すれば足りる。

4 小括

以上に見てきたように、子どものために、被用者に認められている法定の休暇・休業のカタログは、日本のものに近いといえよう。ただし、育児休業は、日本では延長して最長で1年6ヶ月であるのに対して、フランスでは子どもが3歳になる前日まで認められること、ならびに育児休業終了時の被用者の原職復帰が法定されていることが大きな違いとして認められる。

IIIでは、家族給付について概観するとともに、家族に対するフランスの税制上の優遇措置について見ていきたい。

III 家族に対する経済的支援

ここではまず、フランスにおける育児支援の動向について触れておく。在日フランス大使館が発行している『フランスの統計資料 2007』¹⁵⁾によれば、2005年のフランスの合計特殊出生率は1.94であり、90年代に入ってから着実に回復してきた。

また、近年の保育所整備計画も注目される。フランスの保育所の受け入れ能力は、2003年は約20万人であったが、2002年から2008年の間に、合計で7万2000人分の受け入れ能力の増強が図られつつある¹⁶⁾。また、2003年には、8億5000万ユーロ

の追加的財政支出をとまなう家族給付改革がなされてお¹⁷⁾、出生率向上にかけけるフランスの執念がうかがわれる。

1 家族給付の概要¹⁸⁾

家族給付については、フランス社会保障法典第5編に規定されている。同法典 L511-1 条によれば、家族給付は、9つの手当からなる。以下で見ると、家族給付は、(1)「一般扶養給付 (prestations générales d'entretien)」、(2)「乳幼児養育給付 (prestation d'accueil du jeune enfant : PAJE)」、(3)「特定目的給付 (prestations à affectation spéciale)」の3つに分類されている。

家族給付における「子ども (enfant)」の定義は、年齢が20歳未満であり、1ヶ月の収入が最低賃金 (SMIC)¹⁹⁾月額の55パーセントを超えない者である。また、家族給付の受給要件として、親も子どもも、フランス国籍を要求されない。

(1) 一般扶養手当

一般扶養手当は、子どもを持つことから生じる日常的な費用に対して支援をおこなう。一般扶養手当は、家族手当 (allocations familiales)、家族補足手当 (complément familial)、家族支援手当 (allocation de soutien familial)、ひとり親手当 (allocation de parent isolé)、からなる。

このうち、家族手当は、概念的には日本の児童手当に近い。2人以上の子どもを持つ家族に支給されて、子どもが2人の場合、給付月額が119.13ユーロ、子どもが3人の場合は271.75ユーロであり(いずれも、社会保障債務返済税 (CRDS) 課税後の金額。以下同じ。)、これ以降、子どもが1人増えるごとに152.63ユーロずつ加算される²⁰⁾。また、11歳以上の子どもには月額33.51ユーロ、16歳以上の子どもには同59.57ユーロの加算が規定されているが、家族において子どもが3人未満のときは、この加算は年長子には適用されない。このことは、

フランスの家族給付が「子どもが3人以上のときに完全な形で支給される」と呼ばれる一端を表している。

家族補足手当は3人以上の子どもを持つ低所得な家族に対する給付であり、家族支援手当は、両親の一方または両方を失った場合に支給される。ひとり親手当は、母子家庭または父子家庭の最低所得保障のための手当である。これら3つの手当には、受給要件として世帯の収入上限額が定められている²¹⁾。

(2) 乳幼児養育給付

乳幼児養育給付は、2003年家族給付改革によって創設されたものであり、それまでの産前・産後手当や保育費用補助を総合した給付である。この給付は、妊娠7ヶ月目に支給される出産特別手当(一時金で855.25ユーロ)、養子手当、出産後の生後ゼロヶ月から3歳になる前月まで支給される基礎手当(月額171.06ユーロ)が基本となる。養子手当は、2005年の8月から給付額が倍増されて²²⁾、現在、1710.49ユーロが一時金で支払われる²³⁾。

出産後は、上述の基礎手当に、就業自由選択補足手当 (complément de libre choix d'activité) あるいは、保育自由選択補足手当 (complément de libre choix du mode de garde) のどちらかを選択して、基礎手当に上積みする形で受給する。

家族生活と職業活動の両立について育児の場面で大括りに類型化すると、(a)職業活動を完全に停止、あるいは、パートタイム労働に従事して、子どもの保育は親自身がおこなうか、そうでなければ、(b)パートタイムないしはフルタイム労働に従事して、子どもについては保育を他人に委ねて、その保育費用の公的支援を受けるか、という、(a)あるいは(b)の間で選択することになる。ここで(a)を選択した場合に、育児休業中の所得保障となるのが就業自由選択補足手当である。

他方で、フランスでは所得階層ごとに子どもの

保育方法が固定化していたことが問題視されていた。このような事態の解消を目指したのが、保育自由選択補足手当である。フランスでは、3歳から就学前の子どものほぼ100パーセントが国民教育省管轄の幼稚園(école maternelle)に通っており、公立であれば費用は無料である。したがって、3歳未満の子どもの保育が他人による保育の主要なテーマとなる。

フランスにおける他人による保育は、ベビーシッター、認定保育アシスタント(assistante maternel agréée)の自宅での保育²⁴⁾、集団保育所(crèche collectivité)の大きく3つに分けられる。フランスの集団保育所の受け入れ能力は、3歳未満の子どもの15パーセント程度であり、また、都市部と農村部で人数あたりの施設数の格差が大きいなど問題を抱えている。これに対して、一般に人気のある保育方法は認定保育アシスタントによるものだといわれている。

保育費用については、集団保育所の場合は所得の約10パーセントになるように調整されるが、認定保育アシスタントの場合は、地方により差はあるが、子ども1人あたり月額500ユーロ程度とされている。これにより、裕福な家庭はベビーシッター、あるいは、認定保育アシスタント、それ以外の経済的に余裕のない家庭は集団保育所となるが、定員からあふれて集団保育所に入れなかった場合、親が自宅で保育にあたることになり、親は仕事を中断するか退職せざるをえなくなる。

そこで、親による保育か他人による保育かについて、そこには自由な選択がなされるべきであるという考えのもとに、就業自由選択補足手当が、他方で、所得階層によって保育方法が固定化された状態を解消するために保育自由選択補足手当が創設された。言い換えれば、自宅による保育か、あるいは、他人に預けるかという選択、さらに他人に預けた場合に、どのような保育方法を選べるかということについて、自由選択を保障すること

が2003年改革の主眼であり、公権力は家族の選択について中立であることを示す意図があったのである。

実際の給付額は、就業自由選択補足手当の場合、職業活動にまったく従事していなければ、月額359.67ユーロを受給できる(基礎手当を受給していない場合は530.72ユーロ)。パートタイム労働による収入がある場合は、手当は減額される。また、就業自由選択補足手当の支給期間は、子どもが1人のときは6ヶ月間、2人以上のときは、3歳の誕生日の前月までである。

なお、2006年7月1日から、3人以上の子どもを持ち、12ヶ月以内に育児休業を終了させるオプションを行使するときには、育児休業期間中に職業活動を行わないという条件のもとで、通常就業自由選択補足手当と比較して、実に200ユーロを超える加算がなされ、月額587.9ユーロが支給される。早期の職場復帰を促進させる意図があるといわれている。

保育自由選択補足手当の場合は、子どもの数、年齢、世帯の収入などにより給付額が異なるが、一例を挙げると、子どもの数が3人で世帯の年収が44795ユーロ以下のとき、3歳未満の子どものために当該家族が保育アシスタントを直接雇用する場合、月額267.69ユーロが支給される。

(3) 特定目的給付

特定目的給付は、特定の事情に注目してなされる給付である。まず、障害を持つ子どもに対する支援として特別教育手当(allocation d'éducation de l'enfant handicapé)、家族手当を受給している家族に対して住居の補助をする家族住宅手当(allocation de logement familiale)、看護休暇を取得したときの所得保障として看護日額手当(allocation journalière de présence parentale : AJPP)、経済的に困窮する家庭に対して、公立あるいは私立の学校に学籍を置く子どもを対象にして、所得制限の

もとで支給される新学期手当(allocation de rentrée scolaire)がある。

2 所得税の優遇措置

(1) N分N乗方式とその論点

フランスの家族政策において見逃せないのが、N分N乗方式と呼ばれる所得税の算定方法であり、累進度の効果により多子家庭ほど低い税率が適用されて、所得税が低額となる。

しかし、ここで留意しておかなければならない点がある。フランスは付加価値税の発祥の国であり、その税制は間接税を主体としている。直間比率は2004年の数値で直接税38.3パーセント(そのうち、法人税が15.3パーセントを占める)に対して、間接税61.7パーセントである²⁵⁾。したがって、所得税において家族の規模に関連づけた累進度の高い税制を採用しているとしても、その意義については安易に日本と比較されるべきではない。

さて、N分N乗方式について見ていくと、この方式では、家族を課税の単位と見なして、家族の総所得額を「家族係数(quotient familial)」で除して、この家族係数1あたりの所得額とそれに適用される税率によって、家族係数1あたりの所得税を計算し、再び家族係数で掛け戻す。このようにすることで家族に課税される所得税額が求められる²⁶⁾。

家族係数とは、核家族家庭の例で考えると、父親、母親は、それぞれ1とカウントして、子どもは0.5とカウントする。ただし、第3子以降は子ども1人あたり1とする。両親と子ども1人の家族であれば、家族係数は2.5となり、子どもが3人であれば家族係数は4となる²⁷⁾。家族係数が大きければ、その家族の所得を家族係数で割った値は小さくなり、そこにかかる税率は累進的に低下する。そうして計算した課税額に家族係数を掛け戻せば、家族の所得税は低くなる。このように、大家族であるほど所得税額が低くなるか、場合によっては、

非課税となる。ヨーロッパ諸国では子育て費用に関して課税対象所得から一定の控除をする方式が主流の中で、フランスのみが独自に、1948年にこのような所得税制を採用した²⁸⁾。

さて、この家族係数を所得税の算定に用いることの是非については、フランス国内でも長年にわたる対立が続いている。端的に言えば、課税単位を家族とするか、個人とするかを巡る論争である。以下にそれを紹介しよう²⁹⁾。

まず、課税単位を家族とすることに賛成する立場は、家族の成員をそれぞれ消費の単位とみなし、家族構成を考慮した税制を主張する。すなわち、家族主義者や多産主義者の掲げる家族政策の一環として、生活水準の維持に配慮した課税原則の正統性が強調される。例えば、ある家族に新たな出産があれば、家族の成員は増えるが、稼働所得は増えるわけではない。そうすると、家族全体の生活水準が低下する恐れが生じる。しかし、水平的再分配の論理からすれば、子どもの誕生による生活水準の低下は避けるべき事態である。ここで「釣り合い」をとるのが家族係数であり、家族係数は、大家族に対する恩恵と位置づけられるべきではなく、公平な税制を担保するシステムであるとされる³⁰⁾。

これに対して、課税単位を個人とする立場は、扶養にかかる費用を、所得のある者の課税対象所得から個別に控除すれば十分であるとし、また、個人主義の本旨から、そうでなければならないとする。つまり、家族の扶養というコストが生じるとしても、個人単位で減税の効果をもたらせばよいということになる。

ここでの論拠としては、カップルの生活、および、子どもを持つということは、「私事」であって、公権力が恣意的に介入すべき領域ではないということ、および、国家は個人のライフスタイルについて、中立を守らなければならないことが挙げられる。

具体的には、社会は、子どもの扶養の基礎的費用についてのみ関心を持つべきであり、それ以外の私的な選択に属するコストについては関知すべきではないというのである。そして、再分配の必要があるのなら、垂直的再分配こそ重視されるべきであるとする。

(2) 国家の中立性の考え方

上で見てきたような論争の背景には、大きく分けて3つの論理が存在する³¹⁾。それらを見ていくことで、家族と国家の関係について、その考察を今少し深めていきたい。

第一に、家族係数を支持する主要な論拠として挙げられているのが、人口再生産のために十分な出生数を確保するのは社会の関心事であり、かつ、一般利益であると位置づけるものである。ここでは、子どもの誕生により当該家族の生活水準が低下するのであれば、それを防止することについて、国家の介入は正当化される。そのため、それぞれの家族は異なる所得を持ち、実際の生活水準はさまざまであるとしても、そこでの子育て費用は、一応、家計に対して相対的なものとして算出され、そこに対して部分的な支援を与えるのが家族係数であるとされる。

第二に、個人主義的な立場からは、国家の実施する家族政策は、平等主義に従うのならば、誰もがその利益を享受できなければならないとする。つまり、子ども1人には、子ども1人分の家族政策の利益が等しく与えられなければならないとするものである。この論理からすれば、すべての子どもを対象とした家族給付こそが実施されなければならないと、現在のように、親の収入や家族内の子どもの数など、受給要件において多様化した家族給付は一本化されなければならないことになる。

この論理は、家族の規模などについて、国家は干渉してはならないということに帰結する。大家族を望まない人々を国家は冷遇してはならないと

いう意味で、さらに、子ども1人に対して、等しく1人分の支援を提供するという意味では説得力があるだろう。

第三に、垂直的な再分配に、より注目すべきとする立場である。すなわち、資源配分の効率化であり、裕福な家庭の子どもには国家は支援を与えず、貧困な家庭の子どもにこそ、手厚い支援を提供するべきであるとする。この考え方は、現在の所得要件を備えた家族給付と論理的整合性を見せる。

以上のような3つの論理は互いに相容れない面を持ちつつも、現在のフランスの家族政策は、これら3つの論理の複合体と評価するのが妥当といえるであろう。

税制に関するフランスの「中立性」の選択は、1948年の家族係数の導入であった。すなわち、フランスは、家族の規模という観点からの「中立」を選択したといえる³²⁾。現在でも、N分N乗方式の所得税制について大きな改革がなされていないことを考えると、選択された「中立性」は、今なお支持を得ているものと思われる。

Ⅳ おわりに

フランスでは19世紀中盤にはドイツとの国力の関係が深刻な問題となり、20世紀初頭には、人口構造の高齢化が意識されて多産奨励がなされてきた。しかし、かつての家族政策の理念的根拠が現代のフランスにおいても妥当するという見方は、やはり無理があるだろう。

近年のフランスでは、「子どもが何人欲しいか」という質問に対して、平均して3人弱という回答が返ってくるという³³⁾。このことは、家族が快適かつ豊かに生活するには、子どもは3人が適当という観念が経験的に得られていることを示しているとも考えられる。そして、現在のフランスの家族政策は、「子どもを3人持つには、どのようにす

れば実際に持てるようになるか」というところに重点をおいているように思われる。したがって、日本において、少子化対策のために家族政策を充実させようとする機運とは文脈において「ずれ」があると考えられる。あるいは、それぞれの家族政策は、まったく異なるものとして位置づけられるべきかもしれない。

日本において、カップルは、快適かつ豊かな生活のイメージとして、どのようなものを描いているだろうか。2007年に内閣府がおこなった「社会意識に関する世論調査」³⁴⁾において、「理想の子どもの数」として3人と回答したのは51.6パーセントであったが、「持てる子どもの数」で3人と回答したのは実に26.1パーセントと半減してしまう。「持てる子どもの数」で2人という回答は44.4パーセントであり、現実問題として家族生活のイメージを形成する段階では、「子どもは2人」ということになってしまうようである³⁵⁾。

フランスでは「子どもを3人持ちたい」というカップルの希望と、現在進行している家族政策との間に一定の合致が存在することが、出生率の向上として表れているのではないだろうか。

また、これまであまり議論されてこなかったが、日本の少子化対策が、家族に対する中立性を保てるかについて、今後は、より精密に検討されなければならないだろう。少子化対策を推進する中で、大家族の形成を望まない人々を冷遇することは、個人のライフスタイルに対する干渉となりうる。「家族」という本来的には私的な属性を持つものに対して、国家がどのようにかかわっていくのか。まず、その点から考えていく必要があるのではないだろうか。

フランスの家族政策における今後の課題としては、青少年期の子どもに必要とされる追加的な費用において、乳幼児向けの給付と比較して脆弱な支援しかなされていないことが指摘されている³⁶⁾。こうした評価は、乳幼児期の給付を充実した反面

から現れるものであると考えられる。確かに、出生率が向上しても、その数年後に続くのは、青少年期にある子どもの支援であり、さらには若年者層の雇用の確保へと課題は連なっていく。

このように考えると、家族政策は、出生率の上昇をもって成功と評価されるべきではない。子どもから大人になることについて、長期的展望を持って家族を支援するという社会的コンセンサスを形成することにこそ、家族政策の意味があるのではないだろうか。

注

- 1) 藤井良治「総論 ——フランスの社会保障体系」藤井・塩野谷編『先進諸国の社会保障 6 フランス』5頁。
- 2) 在日フランス大使館『フランスの統計資料 2007』15頁。同資料は、在日フランス大使館ホームページ (<http://www.ambafrance-jp.org/>) よりダウンロードできる。現在のところ、2004年版から2007年版が利用可能である。
- 3) 上村正彦「家族給付制度」前掲注(1) 164頁～165頁。
- 4) こうした問題に触れる、最近の論文としては、木下裕美子「家族政策の日仏比較に関する基礎的研究 ——フランスの親保育所の存在——」Cosmica, 京都外国語大学紀要(2006年) 36号 39頁がある。
- 5) Cour des comptes, *La sécurité sociale – Septembre 2007*, La Doc. Fr, 2007.
- 6) 第二次大戦後の家族給付の発展過程、および、現在の家族給付の体系については、さしあたり、清水泰幸「フランス家族給付制度の現状 ——育児関連給付に関する改革を中心に」労働法律旬報 2006年9月上旬号 (No 1607) 16頁、および、その訂正記事 (同 2006年9月下旬号 (No 1608)) を参照されたい。
- 7) この部分の記述の多くは、Diane Rousseau *et al*, *Mémo social 2007*, Édition Liaisons を参考にした。
- 8) Jean Pélissier *et al*, *Droit du travail*, Dalloz, 2006, p. 440
- 9) Ordonnance n° 2007-329 du 12 mars 2007, *JO* du 13 mars 2007.
- 10) 労働法典 L122-25条。しかし、こうしたことが法

- 文に規定されるのと現実とは別のこととされる。
Pélissier op. cit, p. 440.
- 11) 社会保障法典 L331-2 条.
 - 12) Diane Rousseau *et al*, *Mémo social 2007*, p. 691.
 - 13) 労働法典 L122-25-2 条.
 - 14) この訳語について, *congé* という単語に忠実であるなら「休暇」と訳すべきだと思われる。「休業」とは, 債務(この場合は労働者による労務の提供)の履行不能に注目しており, 日本の育児介護休業法でもそのような構成が見られる。「休暇」については, 「労働者からの請求により労務の提供の債務を消滅させた日」と定義できそうだが(菅野和夫『労働法 第7版』(弘文堂, 2005年) 215頁, 239頁, 浅倉ほか『労働法 第2版』(有斐閣, 2005年) 223頁などを参照), 育児介護休業法の中の「看護休暇」など, 現実には, 「休業」と「休暇」の違いは判然としない。本稿では実質的には「休業」であっても, 短期のものについては, 「休暇」と称することにする。
 - 15) 前掲注(2)を参照。
 - 16) 在日フランス大使館ホームページ, http://www.ambafrance-jp.org/article.php?id_article=478 より。
 - 17) A. Rozan, *La création de la prestation d'accueil du jeune enfant, RDSS*, 2004, p.182.
 - 18) 紙幅の都合上, 家族給付全体について解説することは不可能であるので, 前掲注(6), および, 現在の支給額などについては, <http://www.caf.fr/catalogue/>などを参照されたい。
 - 19) 全産業一律スライド制最低賃金(salaire minimum interprofessionnel de croissance)のことであり, 消費者物価に合わせて改定される最低賃金を指す。2007年下期の1時間あたりの金額は8.44ユーロである。
 - 20) 2007年12月31日までの金額である。なお, 2006年12月21日法によって, 両親が離婚した場合の家族手当の支給方法が定められ, 両親のもとに交互にある場合は, デクレの定める要件のもとで家族手当の分割ができるようになった。
 - 21) この事実から, 垂直的再分配を意識した手当であると解される。
 - 22) 前掲注(16)を参照。
 - 23) 出産特別手当および基礎手当には, 受給要件として, 子どもの数に応じた年取の上限額が定められており, これを超えると受給できない。しかし, 約90パーセントの家族は受給できているようである。
 - 24) 日本ではなじみが薄い, 県の認定を受けた認定保育アシスタントの自宅に親が子どもを連れて行き, 子どもはそこで保育を受ける。認定保育アシスタントが同時に受け入れ可能な子どもの人数, 保育場所の広さなどは, 行政から監督される。
 - 25) 前掲注(2) 144頁。
 - 26) 詳細については, 矢野秀利「財政制度と社会保障財政」藤井・塩野谷編『先進諸国の社会保障6 フランス』63頁以下を参照。
 - 27) 実際の計算例については, 藤井威「出生率は回復できる<上> ——生活実感で見るフランスの育児政策」中央公論2007年3月号236頁~237頁が参考になる。この論文の中では, グロスの所得が年42000ユーロで家族係数が2.5のときの所得税額が1500ユーロなのに対して, 家族係数が3になると所得税額は840ユーロにまで減額される例が紹介されている。なお, 同<下>は, 2007年4月号172頁以下に掲載されている。
 - 28) Cour des comptes, op. cit, p. 346.
 - 29) Jacques Commaile *et al*, *La politique de la famille*, Édition La Découverte, 2002, p.88.
 - 30) 例えば, 住環境を例にとっても, 多子家族の住居コストは, 子どものない家族や少ない家族よりも高くなる。
 - 31) Cour des comptes, op. cit, p. 344, Commaile *et al*, op.cit, p. 90.
 - 32) Cour des comptes, op. cit, p.346.
 - 33) 前掲注(2)を参照。
 - 34) <http://www8.cao.go.jp/survey/h18/h18-shakai/index.html>
 - 35) ちなみに, 日本における公的教育支出は, GDPに対する比率でも, 一般財政に占める割合でも, 先進国の中で低い水準に留まっている。この傾向は高等教育において, より顕著に表れている。文部科学省『教育指標の国際比較 平成17年度版』59, 62頁を参照。
 - 36) Cour des comptes, op. cit, p.366.

参考文献

注で掲げたほかに,

Jean-Jacques Dupeyrou *et al*, *Droit de la sécurité sociale 15^eéd*, Dalloz, 2005.

<http://www.legifrance.gouv.fr/>

伊奈川秀和『フランスに学ぶ 社会保障改革』(中央法規, 2000年)。

小島宏「フランス語圏における出生動向と家族政策」
人口問題研究 50号2巻（2003年）1頁。

（しみず・やすゆき 福井大学准教授）